

2. 現況および課題の把握

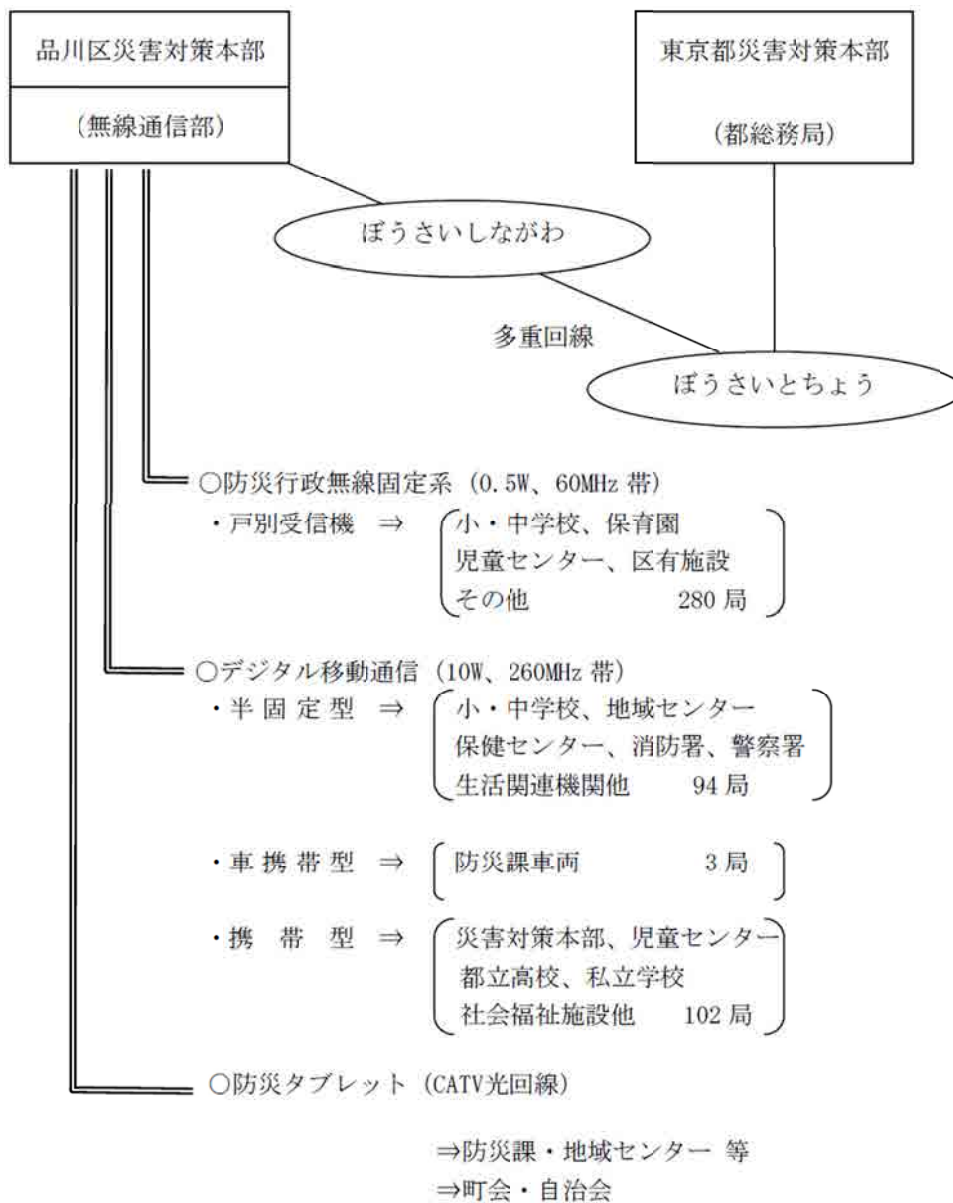
エ 防災関連設備・施設等

a. 防災行政無線

品川区では、平成19年度よりデジタル移動通信を導入している。防災関連機関や生活関連機関との通信手段として、災害時に避難所となる児童センターや私立学校等に機器を配備している。無線通信系統図は、以下のとおりである。

また、平成24年度から平成27年度にかけて、正確かつ的確な情報提供を目的として、防災行政無線と商店街の放送設備を接続した。大井町駅周辺地域では、大井銀座商店街と大井サンピア商店街に接続している。

図表 46 無線通信系統図 ³³



b. 給水拠点

給水拠点は、以下のとおりである。

図表 47 給水拠点となる施設一覧³⁴

施設名	住所	使用可能水量
区立戸越公園（応急給水槽）	豊町2丁目1-30	1,500 m ³
区立しおじ公園（応急給水槽）	八潮5丁目6	1,500 m ³
都立林試の森公園（応急給水槽）	下目黒5丁目37	1,500 m ³
都立八潮高等学校（小規模応急給水槽）	東品川3丁目27-22	100 m ³

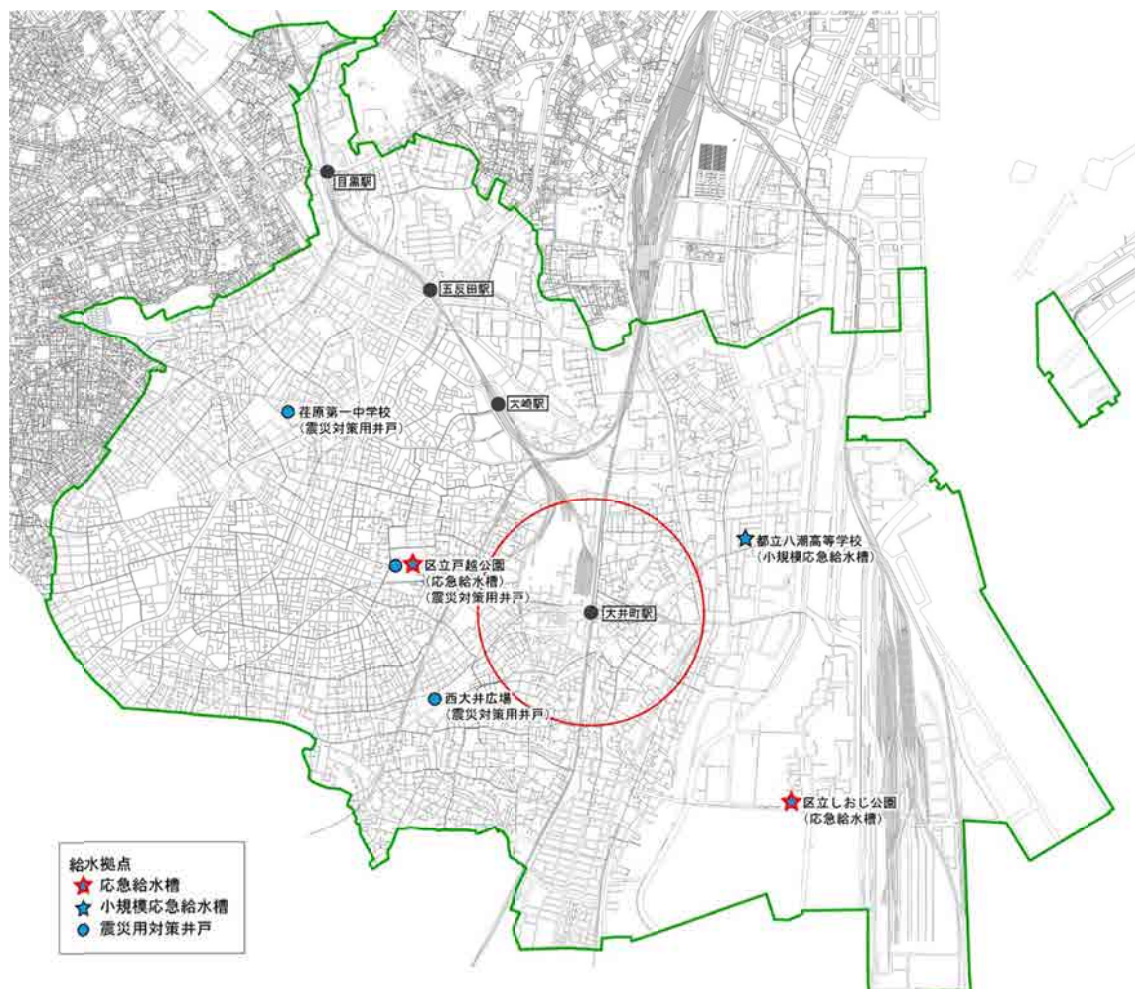
震災対策用井戸の設置状況は、以下のとおりである。

図表 48 震災対策用井戸³⁵

設置場所	住所	日量
西大井広場	西大井1丁目4-10	約300m ³
戸越公園	豊町2丁目1-30	約170m ³
荏原第一中学校	荏原1丁目24-30	約100m ³

2. 現況および課題の把握

図表 49 給水拠点、震災対策用井戸位置図¹



c. 災害時の交通規制・緊急輸送道路

【第一次交通規制】

道路交通法に基づき警視庁が実施し、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するための交通規制である。

- ・環状七号線から都心方向への車両は通行禁止となる。（環状七号線は迂回路として通行することが可能）
- ・環状八号線から都心方向への車両の通行は抑制される。
- ・下記の7路線が「緊急自動車専用路」となり、緊急自動車等以外の一般車両の通行が禁止される。

図表 50 第一次交通規制道路一覧³⁶

国道	4号（日光街道ほか）	17号（中山道・白山通りほか）
	20号（甲州街道ほか）	246号（青山通り・玉川通り）
都道	目白通り	外堀通り
高速道路	高速自動車国道・首都高速道路	

※ 高速自動車道と首都高速道路を合わせて1路線とする。

※ 被災状況によって、上記以外の路線を指定することがある。

図表 51 第一次交通規制（大震災発生直後から）⁴²



凡 例			
環状7号線	■ ■ ■ ■ ■	環状8号線	● ● ● ● ●
緊急自動車専用路	—	国道4号・国道17号・国道20号・国道246号・目白通り・外堀通り	
	—	高速自動車国道・首都高速道路	

2. 現況および課題の把握

【第二次交通規制】

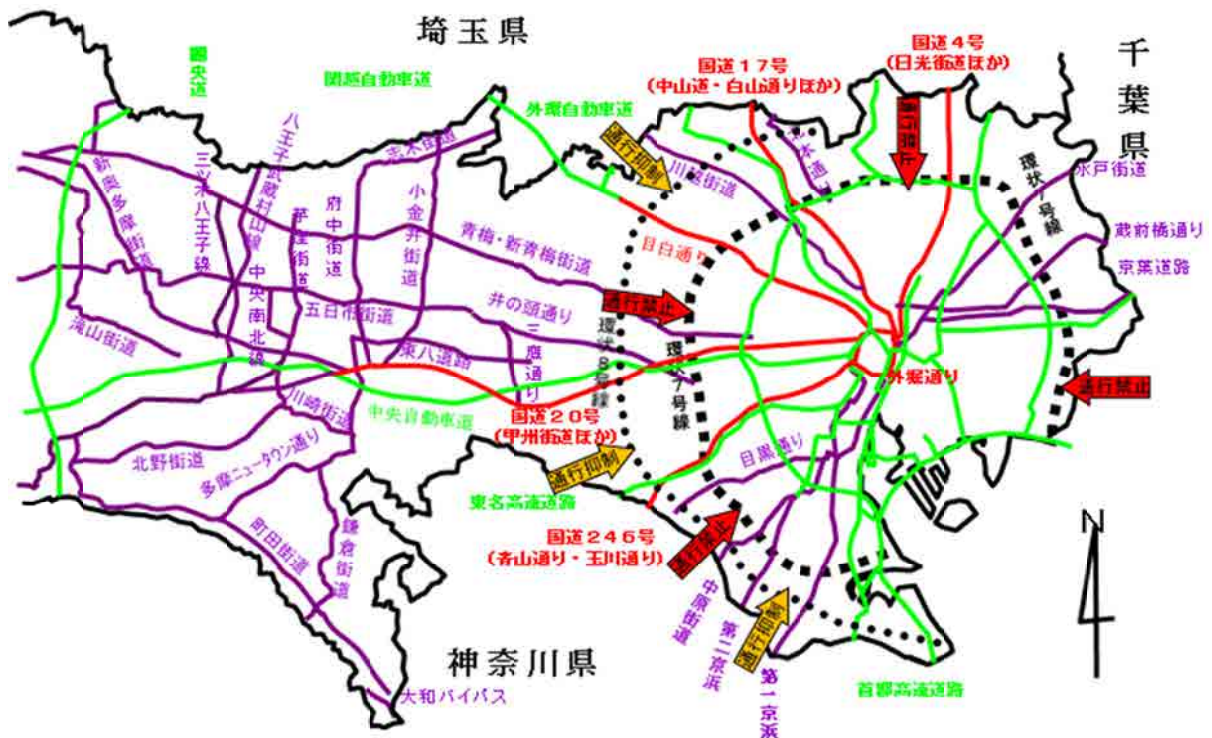
災害対策基本法に基づき警視庁が実施する交通規制で、災害応急対策に従事する緊急通行車両等の円滑な通行を確保するための交通規制である。

- ・ 下記の31路線のうち、被害状況、道路交通状況、災害応急対策の進捗状況等を勘案し、必要な路線を「緊急交通路」に指定する。
- ・ 品川区における緊急交通路は、第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通りの4路線となる。

図表 52 緊急交通路一覧

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和パイクス	

図表 53 第二次交通規制（被害状況および道路状況を勘案した上で実施）⁴²



凡	例
環状7号線	環状8号線
	優先して指定する路線 (国道4号・国道17号・国道20号・ 国道246号・目黒通り・外堀通り)
	優先して指定する路線 (高速自動車国道・首都高速道路)
	被害状況により指定する路線

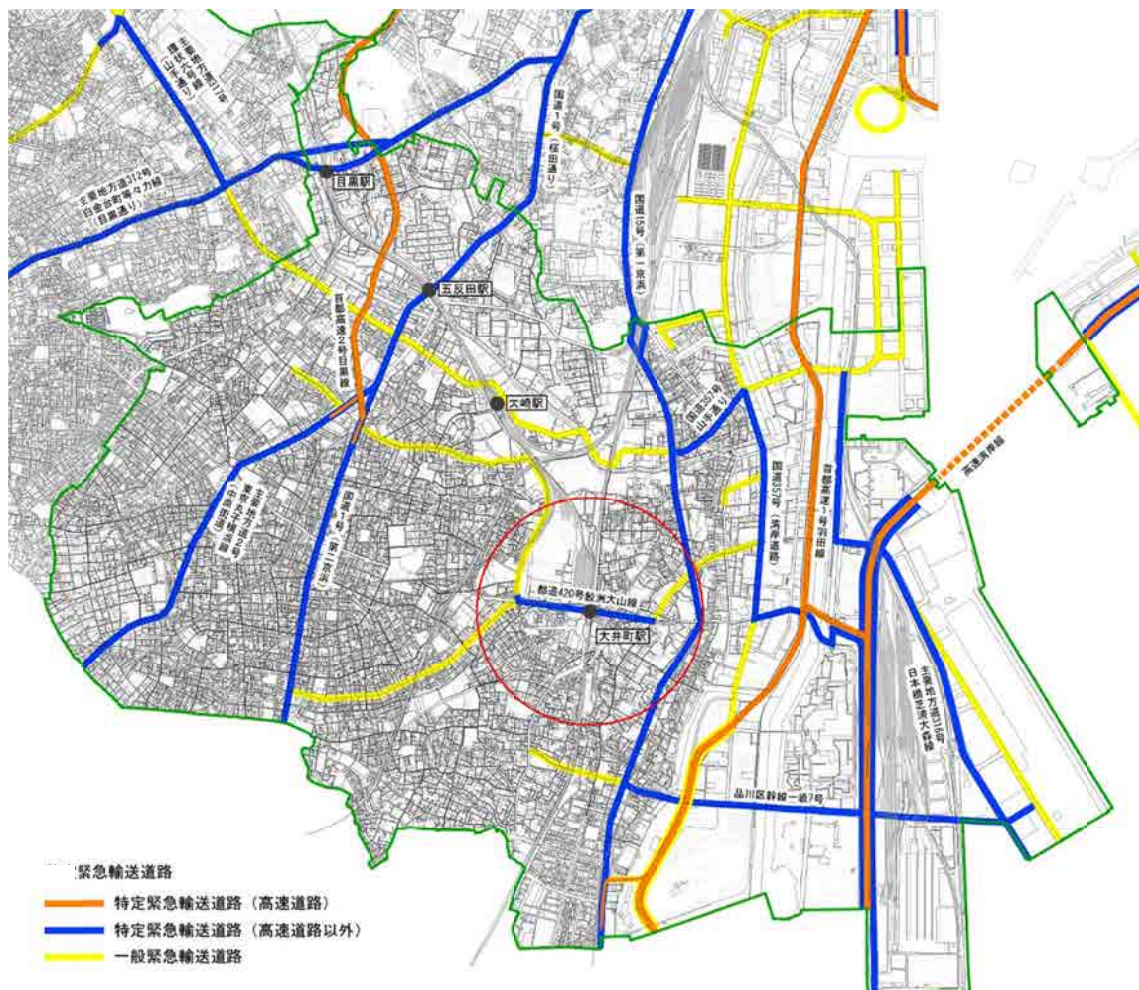
【緊急輸送道路】

緊急輸送道路とは、発災直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点と相互に連絡する道路をいう。

品川区における緊急輸送道路は、以下のとおりである。

- ・ 一般緊急輸送道路：都道421号線、補助163号線
- ・ 特定緊急輸送道路：第一京浜、第二京浜、中原街道、都道420号線
- ・ 大井町駅周辺では、都道420号線（区役所通り）と東側の第一京浜が緊急輸送道路に指定されている。

図表 54 品川区内の緊急輸送道路^{1,37}



2. 現況および課題の把握

d. 広域避難場所

【広域避難場所】

広域避難場所は、震災時に発生する延焼火災から身の安全を確保するために一時的に避難する場所で、東京都震災対策条例に基づき、東京都が指定する。広域避難場所はおおむね5年ごとに見直されており、およそ5ha以上の空地や耐火建物群、河川敷、グラウンド、学校、公園や緑地などのオープンスペース、また輻射熱の影響が少ない安全な所まで後退できる奥行きがある場所などを要件に選定されている³⁸。

品川区の広域避難場所は、10ヶ所が指定されている。

大井町駅周辺地域の地区が割り当てられている広域避難場所は、JRアパート・品川区役所一帯、大井ふ頭一帯、大井競馬場・しながわ区民公園である。

図表 55 大井町駅周辺地域の広域避難所³⁹

避難場所名称 (所在地)	区域面積 / 避難有効面積	地区割り当て		避難計 画人口	一人当り 避難有効 面積	最遠 距離
		区町丁	町丁数			
JRアパート・品川 区役所一帯 (広町)	84,171m ² / 42,336m ²	大井1～3丁目、戸越1丁目、3丁 目の一部、西品川3丁目、1～2 丁目の各一部、広町2丁目、二 葉1丁目、2丁目の一部	11	40,205 人	1.05 m ² /人	1.2km
大井ふ頭一帯 (品川区八潮、 大田区城南島、 東海)	5,140,642m ² / 2,340,599m ²	北品川2丁目の一部、広町1丁 目、南品川1～3、5～6丁目、4 丁目の一部	8	21,418 人	109.28 m ² /人	1.9km
大井競馬場・しなが わ区民公園 (勝島)	504,330m ² / 311,596m ²	戸越6丁目、西大井1～6丁目、 大井4～7丁目、中延4、6丁目、 5丁目の一部、東大井1～6丁 目、東中延2丁目、南大井1～6 丁目、二葉3～4丁目、2丁目 の一部、豊町4～6丁目	33	110,041 人	2.83 m ² /人	3.0km

【地区内残留地区】

地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域として、地区内残留地区が定められている。

品川区の地区内残留地区は、5地区が指定されている。

大井町駅周辺では、五反田地区および八潮、東海、城南島地区が定められている。

図表 56 大井町駅周辺の地区内残留地区⁴⁰

地区名	区名	所在地	面積	地区内退避人口
五反田地区	品川区	大崎1, 5丁目、4丁目の一部、西五反田1~2丁目、7~8丁目、3~6丁目の各一部、東五反田2, 5丁目、1丁目の一部	131ha	112,386人
八潮、東海、城南島地区	品川区 大田区	八潮1~5丁目、東品川2~4丁目 城南島1~7丁目、東海1~6丁目	972ha	83,377人

図表 57 広域避難場所、地区内残留地区¹

